

# よくある御質問【契約関係】

?

A

1

利子補給金は、実際の返済（残高）をベースに支給されるのですか？



内閣府基準による額「規則で定める償還方法（元金均等半年賦償還）による残高×告示で定める利子補給率（0.7%）」を上限として、実際の返済をベースに計算した額との比較において、支給されることとなります！

2

貸付けの実行後、利子補給契約の申込み（利子補給契約の締結）は、いつでも大丈夫ですか？



標準的な期間として、契約申込みが「貸付けを行った日から5日（休日除く）」、契約締結が「申込みから15日（休日除く）」となっていますので、御留意願います！

なお、支給に係る基準日の関係などから、申込みが遅れた場合、第1回目の支給ができない場合もあり得ますので、速やかな手続き等をお願い申し上げます！

3

「利子補給対象+対象外」の貸付けを一本で実行しましたが、利子補給契約の申込みの添付書類は、どのように提出すればよいのでしょうか？



「償還年次表」については、①「利子補給対象+対象外」、②「利子補給対象のみ」の2つを提出願います！

「貸付けを実施した契約書の写し」については、①「利子補給対象+対象外」を提出願います。また、「利子補給金の額の計算表」については、②「利子補給対象のみ」を提出願います！

4

「利子補給金の額の計算表」における「貸付契約の貸付残高等をもって計算した額」の期間及び貸付残高は、どのように区切って入力すればよいのでしょうか？



実際の利息計算に係る期間及び貸付残高により入力願います！

# よくある御質問【契約関係】

?



1回目の支給はいつになりますか？

A



貸付けの実行日に応じて、以下のとおりとなります！  
なお、「原則」に関連し、前倒し希望等がある場合には、御相談願います！

## [地域再生]

貸付けの実行日	基準日	支給日 [休日の場合は翌日]
3月11日～8月10日	9月10日	10月25日
8月11日～9月10日	3月10日(原則)	4月25日(原則)
9月11日～2月10日	3月10日	4月25日
2月11日～3月10日	9月10日(原則)	10月25日(原則)

## [総合特区及び国家戦略特区]

貸付けの実行日	基準日	支給日 [休日の場合は翌日]
2月21日～7月25日	8月20日	9月28日
7月26日～8月20日	2月20日(原則)	3月28日(原則)
8月21日～1月25日	2月20日	3月28日
1月26日～2月20日	8月20日(原則)	9月28日(原則)

# よくある御質問【契約関係】

?	A
 <p>6 利子補給契約書に収入印紙（印紙税）は必要ですか？</p>	 <p>必要ありません！ 本利子補給制度に係る利子補給契約書については、印紙税法別表第一に該当しない不課税文書とされています！</p>
 <p>7 電子契約は可能ですか？</p>	 <p>可能です！ 政府電子調達（GEPS）により電子契約を行うこととなります！</p>

# よくある御質問【支給関係】

?



1 支給の申請に期限はありますか？

A



1 支給日に応じて、以下のとおりとなります！  
申請が遅れた場合、支給ができない場合もあり得ますので、速やかな手続き等をお願い申し上げます！

## [地域再生]

支給日 [休日の場合は翌日]	基準日	申請期間 [末日が休日の場合は翌日]
10月25日	9月10日	9月11日～9月20日
4月25日	3月10日	3月11日～3月20日

## [総合特区及び国家戦略特区]

支給日 [休日の場合は翌日]	基準日	申請期間 [末日が休日の場合は翌日]
9月28日	8月20日	8月21日～8月30日
3月28日	2月20日	2月21日～3月2日



2 変動金利の適用利率が0.7%を下回った期間がありますが、どうしたらよいですか？



2 支給申請の添付書類として、支給対象期間について再算定した「利子補給金の額の計算表」及び適用金利を要する書類を提出願います！

# よくある御質問【支給関係】

?

A

3

「利子補給対象+対象外」の貸付けを一本で実行していますが、支給申請の添付書類は、どのように提出すればよいのでしょうか？

3

「償還年次表」については、①「利子補給対象+対象外」、②「利子補給対象のみ」の2つを提出願います！

「貸付けを実施した契約書の写し」については、①「利子補給対象+対象外」を提出願います。また、「償還が貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類」及び「利子補給金の額の計算表」については、②「利子補給対象のみ」を提出願います！

4

必ず満額支給されますか？

4

予算の審議状況、措置状況などによって、申請どおりの支給とならない場合もあり得ますので、御理解願います！

# よくある御質問【金融機関指定関係】

?

A

1

指定を受けられないのは、どのような場合ですか？



以下の場合が考えられます！

- 個別金融機関の状況において、利子補給金支給事業の適正な実施が困難と認められる場合
  - ・ 早期是正措置や早期警戒制度、法令等遵守の状況などにより、経理的基礎又は人的基礎等を有していないと認められる場合
  - ・ これまでの取組や地域への関与の状況などにより、地方創生に資する取組の推進が困難と認められる場合
- 指定の前提となる認定等計画（**国家戦略特区**を除く）について、補完等が必要な場合
  - ・ 指定に係る**地域再生**計画の策定がない場合
  - ・ **地域再生**計画又は**総合特区**計画において、指定に係る金融機関の参画がない場合
- 指定金融機関の対象とされていない金融機関（日本政策金融機関、など）

2

●県の●●計画に係る指定金融機関となっていますが、他の計画についても個別に指定を受ける必要がありますか？



地方創生に資する認定等計画ごとに個別に指定を受ける必要がありますので、御留意願います！

なお、**国家戦略特区**のみ、個別に区域ごとの指定を受ける必要がありません！

# よくある御質問【金融機関指定関係】

?

A

3

指定申請書の添付書類のうち、「認定等計画に係る貸付実績又は取組推進を証する書面」とは、どのようなものを提出すればよいのでしょうか？

3

利子補給金対象事業に類する融資の実績がわかる資料を提出願います！

又は、地域に密着した調査の実施状況若しくは、地方創生に資する取組の状況がわかる資料を提出願います！

4

指定申請書の添付書類のうち、「利子補給金貸付事業を安定して行うために必要な経理的基礎を証する書面」とは、どのようなものを提出すればよいのでしょうか？

4

自己資本比率をはじめとした、財務上又は資金繰り上の主要な指標（直近数値）が確認可能な資料（例：ディスクロージャー誌の抜粋、など）を提出願います！

なお、早期警戒制度の改善措置等の対象となっている場合には、当該状況について御連絡願います！

# よくある御質問【各種報告／その他関係】

?

A

1

事業内容が変更となる見込みが生じていますが、どうしたらよいですか？



極力変更が生じないように、応募時点における事業計画の確認・調整等を徹底願います！  
なお、事情やむを得ず変更となる見込みが生じた場合には、まずは、速やかに御連絡願います！  
また、指定金融機関におかれては、特に、初動の遅れが生じないように、適切な進捗管理等を徹底願います！

2

返済計画が変更となりますが、どうしたらよいですか？



まずは、速やかに御連絡願います！  
なお、当該連絡内容を踏まえ、その後、利子補給金の支給を停止する場合がありますので、御理解願います！

3

利子補給金の支給停止や、返納は、どのような場合に生じるものですか？



指定金融機関又は事業者において、利子補給金支給事業の適正な実施ができず、当該事業の中止又は廃止を要する状況にあると認められる場合などに支給停止を行います！  
また、認定等計画への寄与状況などについて計画主体と協議等の上、全部又は一部の返納を求める場合があります！

4

事業完了までの間、毎年度末の基準日における遂行状況の報告を要することですが、何を報告すればよいのでしょうか？



進捗状況（スケジュール遅延有無含む）及び、認定等計画への寄与や地域への付加価値の現状などについて、支給申請とあわせて、報告願います！

5

完了報告は、いつまでに提出する必要があるのでしょうか？



事業完了後、まずは、御一報願います！  
その上で、速やかに、指定金融機関において事業費等内容を精査し、事業完了報告書を提出願います！